車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 13 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 26 年 12 月 18 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
東関東自動車道水戸線	茨城県鎌田市紅葉から 茨城県東茨城郡茨城町鳥羽田まで

２．指定する期日
平成26年12月19日

３．通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 26 年 12 月 18 日　　石川県教育委員会

１　失効した免許状
免許状の種類、教科、番号及び授与年月日
⑴　中学校教諭１種免許状　美術
平２中１第78号　平成３年３月４日
⑵　中学校教諭専修免許状　美術
平４中専第112号　平成５年３月１日
⑶　高等学校教諭１種免許状　美術
平２高１第80号　平成３年３月４日
⑷　高等学校教諭１種免許状　工芸
平２高１第141号　平成３年３月４日
⑸　高等学校教諭専修免許状　美術
平４高専第111号　平成５年３月１日
授与権者　石川県教育委員会
２　失効年月日　平成26年10月24日
３　失効の事由
教員職員免許法第10条第１項第２号該当
４　免許状所有者の氏名及び本籍地
山田　裕之　兵庫県

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 26 年 12 月 18 日　　宮崎県教育委員会

１　失効した免許状
氏名　川嶋健太郎
本籍地　宮崎県
⑴　免許状の種類、番号及び授与年月日
高等学校助教諭免許状
免許状番号　平25高臨第130号
授与年月日　平成25年４月24日
授与権者　宮崎県教育委員会
⑵　失効年月日　平成26年７月12日
⑶　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳から70歳くらい、性別女性、身長157センチメートル、頭髪は白髪を黒髪に染める、チャコール色ジャージ様上下､ピンク地に花柄カーディガン、茶色地に花柄のタートルネックセーター
上記の者は、平成26年10月27日稲沢市祖父江町三丸渕地内、日光川右岸堤防から東方約５メートルにて発見されたものです。
身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉課まで申し出てください。

平成 26 年 12 月 18 日
愛知県　　稲沢市長　大野　紀明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳から80歳位の男性、身長165センチ位、中肉、着衣は灰色ジャンパー､黒色長袖ポロシャツ､灰色スラックス、黒色ベルト、青色チェック柄パンツ、灰色靴下、黄色タオル、青色傘、サングラス
上記の者は、平成26年11月４日午前７時頃、愛知県知多市新舞子字大瀬１番地新舞子ファインブリッジ東詰橋架下にて遺体が発見されたもので、遺体は引取人がいないため火葬に付し、遺骨は知多市の知多墓園内の墳墓に納骨しております。心当たりの方は、知多市健康福祉部福祉課まで申し出てください。

平成 26 年 12 月 18 日
愛知県　　知多市長　宮島　壽男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳以上の女性、身長約164㎝、着衣は灰色Ｕ首ノースリーブＴシャツ、黒地に白色縦縞ストライプ入りズボン、紙おむつ、所持品は無し、所持金は198円
上記の者は、平成26年６月23日午前10時45分、瀬戸市原山台２丁目16番501号で発見されたもので、死亡日時は平成26年６月中旬頃､死因は病死。
身元不明のため、遺体は火葬し遺骨を保管しているので、心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成 26 年 12 月 18 日
愛知県　　瀬戸市長　増岡　錦也

公示送達

東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて、次のとおり公告します。

平成 26 年 12 月 18 日
東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業
施行者　豊川市
代表者　豊川市長　山脇　　実

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　不明
氏名　岩原　佐平　外７名

２　通知の内容
東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業98街区３画地について、土地区画整理法第99条第２項の規定により別紙通知書のとおり通知します。

教示
１　この通知について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に愛知県知事に対して審査請求することができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
２　この通知を受け取った日から６ヶ月以内に豊川市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。
なお、別紙通知書の掲載は省略し、当該土地区画整理事業施行地区内の98街区３画地に掲示しています。